

「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法」の
一部改正案に対する意見公募要領

令和4年2月15日
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会荷主判断基準ワーキンググループにおいて、貨物自動車の輸送に係るエネルギー使用量の算定方法の見直しに関する審議を行い取りまとめが行われました。取りまとめを踏まえ、「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法」の一部改正案を作成いたしました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

別紙「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法」の一部改正案

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課(東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 経済産業省別館5階508)

4. 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

令和4年2月15日(火)～令和4年3月16日(水) 必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

- (2) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課 パブリックコメント担当 あて

(3) F A X

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のF A X 番号宛にお送り下さい。

F A X 番号 : (0 3) 3 5 0 1 - 8 3 9 6

(4) 電子メール (意見提出用紙を添付してお送り下さい。)

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス : yoshino-tatsuhiko@meti.go.jp

(電子メールの件名を「算定告示改正 (案) に対する意見」として下さい。)

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X 番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

7. 参考

総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会
会荷主判断基準ワーキンググループ取りまとめ (経済産業省ホームページ)

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/ninushi_wg/20220117_report.html

